

(地 364) (保 239)

令和 2 年 10 月 16 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
松 本 吉 郎
(公印省略)

医療用医薬品の流通改善に向けた取組について

医療用医薬品の流通改善については、平成 30 年 1 月 23 日付けで厚生労働省から「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」が発出されており、平成 30 年 3 月 14 日付け日医発第 1155 号にてご案内申し上げたところであります。

現在、医療機関では新型コロナウイルス感染症への対応を行っているところではあります。医療用医薬品の流通改善及び安定供給を推進する観点から、当該ガイドラインに沿った取組（単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等）の継続を求める事務連絡が、厚生労働省医政局経済課より示されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方について、ご高配賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

医療用医薬品の流通改善に向けた取組について（依頼）

(令和 2 年 9 月 24 日 厚生労働省 医政局経済課 保険局医療課 事務連絡)

事務連絡
令和2年9月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省保険局医療課

医療用医薬品の流通改善に向けた取組について（依頼）

医療用医薬品の流通改善については、平成30年1月23日付けで「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を発出、同年4月1日から適用し、全ての流通関係者に遵守を求めてきたところです。

流通関係者にとっては、現在、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、ガイドラインの遵守に努めていただいていると承知していますが、医療用医薬品の流通改善及び医療現場への安定供給を一層推進する観点から、ガイドラインに沿った取組の継続について、貴団体会員等に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、流通当事者間で交渉が行き詰まった場合などには、医政局経済課流通指導室（相談フォーム：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202004_01_ryutsugl）宛てに積極的にご相談いただきますようお願いいたします。

※ ガイドラインにおいては「2年に1回行われる薬価調査の間の年に薬価調査・薬価改定を行うことを考慮」とされていますが、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。」とされています。